



2026 年 10 月 2 日

各 位

会社名 HENNGE 株式会社
代表者名 代表取締役社長 小椋 一宏
(証券コード：4475 東証グロース)
問合わせ先 執行役員 小林 遼
(TEL. 03-6415-3660)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 2 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所プライム市場への上場市場区分変更につき承認をいただいております。詳細につきましては、本日公表の「東京証券取引所プライム市場への上場市場区分変更承認に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達及び株式売出しの背景と目的】

当社グループは、「テクノロジーの解放 (Liberation of Technology)」を経営理念に掲げ、私たち独自の技術や時代の先端をいく技術が企業が恩恵を受けやすい形に整え、新しい価値として提供し、世界の発展に貢献する事業を展開しております。

近年、企業の DX 推進やクラウドサービス利用拡大を背景として、情報セキュリティに対する需要は世界的に高まっております。国内企業においても、ハイブリッドワークの定着や生成 AI の活用拡大を受け、安全かつ利便性の高い IT 環境の構築が経営上の重要課題となっております。

こうした中、当社は Identity & Access Management (IAM)、メールセキュリティ及びデータ保護などの機能を統合的に提供する「HENNGE One」を中心に、多くの企業における SaaS 活用とクラウドセキュリティの推進を支援してまいりました。

2026 年 3 月に提供開始した「HENNGE Endpoint & Managed Security」(高性能な EDR 及び 24 時間 365 日運用・対応する MDR に脆弱性診断や非常時対応を統合したパッケージサービス)に加え、2026 年 10 月以降「HENNGE Mesh Network」(P2P 通信技術による端末間の直接接続とアクセス制御により、従来型 VPN に伴う脆弱性リスクを低減し、攻撃の横展開を抑制するネットワークサービス)、
「HENNGE Password Manager」(SSO 非対応システムや SaaS の認証情報を統合管理し、共有 ID の権限設定や利用ログ記録により安全な運用を可能にするパスワード管理サービス)、そして「HENNGE Domain Protection」(送信ドメイン認証の可視化・分析と運用支援により、自社ドメインを悪用したなりすましメールの検出と対策を可能にするドメイン保護サービス)の追加を順次進めることで、
「HENNGE One」がカバーする領域をエンドポイントやネットワーク等のサイバーセキュリティ領域へと拡大するなど、社内開発活動のみならず事業投資や事業連携を通じて持続的なサービスの拡充に努めております。

当社は、中長期的な企業価値及び株主価値の向上を目指すべく、主力サービスである「HENNGE One」の LTV (注 1) 及び ARR (注 2) の最大化を成長戦略としております。LTV は、ARR、平均契約年数、売上総利益率の 3 つの値の積で算出することができますが、平均契約年数と売上総利益率は高い水準を維持していることから、現在は ARR 最大化に努めることで、LTV 最大化を目指しております。こうした取組みにおいては、当社の認知度向上のためのマーケティング・ブランディング活動が重要とな

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

ること、及び海外人材を含む高度人材の採用及び育成の推進、並びにそれらを支える強固な財務基盤の構築がより一層重要となっております。このような背景から、今後の当社の更なる飛躍のために必要となる資金需要に対応するとともに、現状未充足である東京証券取引所プライム市場への上場基準である「純資産額50億円以上」充足による市場区分変更により、資本市場におけるプレゼンス向上・将来的な資本市場アクセスの強化につなげることを目的に、今般、新株式の発行及び株式売出しを行うことを決定いたしました。

本新株式発行による調達資金は、主力サービスである「HENNGE One」や当社のブランディング強化などに係る広告宣伝費及び人材採用費への充当を予定しております。

（注1）LTV（Life Time Value）：顧客が顧客ライフサイクルの最初から最後までに当社の商品やサービスを購入した（する）金額の合計

（注2）ARR（Annual Recurring Revenue）：年間経常収益。対象月の月末時点における契約ユーザから獲得する、翌期以降も経常的に売上高に積み上げられる可能性の高い年間契約金額の総額。当社グループでは、以下の計算式で算出しております。

対象月末のARR＝MRR×12（12倍することで年額に換算）

（※MRR：Monthly Recurring Revenue。対象月の契約ユーザから獲得した月額利用料金の合計。ここでは一時的な売上高は含みません。）

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | | |
|------|---|---|
| (1) | 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,100,000 株 |
| (2) | 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2026 年 10 月 13 日（火）から 2026 年 10 月 15 日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) | 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) | 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) | 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) | 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。 |
| (7) | 払込期日 | 2026 年 10 月 19 日（月）から 2026 年 10 月 21 日（水）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 4 営業日後の日とする。 |
| (8) | 申込株数単位 | 100 株 |
| (9) | 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、 | 代表取締役社長小椋一宏に一任する。 |
| (10) | 上記各号については、 | 金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | | |
|-----|----------------|--|
| (1) | 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,380,000 株 |
| (2) | 売出人及び
売出株式数 | 小椋一宏 715,000 株
宮本和明 349,000 株
永留義己 316,000 株 |

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (3) 売出価格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 売出しとし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「売出しにおける引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。なお、一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長小椋一宏に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞1. をご参照）

- (1) 売出株式の
種類及び数 当社普通株式 372,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 372,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長小椋一宏に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. をご参照）

- | | | |
|------|---|---|
| (1) | 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 372,000 株 |
| (2) | 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。 |
| (3) | 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) | 割当先 | みずほ証券株式会社 |
| (5) | 申込期間(申込期日) | 2026 年 11 月 10 日（火） |
| (6) | 払込期日 | 2026 年 11 月 11 日（水） |
| (7) | 申込株数単位 | 100 株 |
| (8) | 上記（5）記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。 | |
| (9) | 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長小椋一宏に一任する。 | |
| (10) | 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 372,000 株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、372,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社に借入れ株式の返還に必要な株式を取得させるために、当社は 2026 年 10 月 2 日（金）開催の取締役会において、前記「4. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 372,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2026 年 11 月 11 日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2026 年 11 月 6 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の一般募集及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

- | | | | |
|-----|------------------|--------------|---------------------|
| (1) | 現在の発行済株式総数 | 32,500,600 株 | (2026 年 9 月 30 日現在) |
| (2) | 一般募集による増加株式数 | 1,100,000 株 | |
| (3) | 一般募集後の発行済株式総数 | 33,600,600 株 | |
| (4) | 第三者割当増資による増加株式数 | 372,000 株 | (注) |
| (5) | 第三者割当増資後の発行済株式総数 | 33,972,600 株 | (注) |
- (注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 2,363,020,800 円については、①主力サービスである「HENNGE One」や当社のブランディング強化などに係る広告宣伝費、②人材採用費に充当する予定です。なお、調達資金に残額が生じた場合は、運転資金への充当を予定しております。

それぞれの充当予定時期と金額は下記の通りです。

①広告宣伝費

主力サービスである「HENNGE One」や当社のブランディング強化などに係る広告宣伝費として、2027 年 9 月期までに 1,035 百万円、2028 年 9 月期までに 1,011 百万円を充当する予定です。

当社の今後の成長には、当社ブランドの一層の強化が不可欠と考えております。ブランドの向上により、当社の理念や文化、提供価値に対する共感や確信を広げることで、優秀な人材の採用促進、ビジネスパートナーとの関係深化を通じたビジネスの加速や M&A やアライアンスの円滑化等に繋げ、顧客への提供価値の向上等を図ります。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

②人材採用費

人材採用費として、2027 年 9 月期までに 317 百万円を充当する予定です。

当社のさらなる事業拡大の推進には、優秀な人材の確保および維持が不可欠であり、営業やエンジニア人材を中心とした積極的な採用活動のほか、事業成長に貢献する優秀な従業員の定着を図るための施策等への投下を予定しております。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)の使途に充当することにより、当社の収益力の向上及び事業基盤強化につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、成長投資のための内部留保の確保と株主への利益還元のバランスを考慮し、最大限の株主利益を実現するための配当政策を実施することを基本方針としております。

配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会又は取締役会となっております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、ARR の最大化に向けた施策の実施や新サービスの研究開発などに有効活用してまいりたいと考えております。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2023年9月期	2024年9月期	2025年9月期
1株当たり連結当期純利益	15.75 円	25.67 円	42.40 円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	－円 (－円)	3.00 円 (－)	5.00 円 (－)
実績連結配当性向	－％	11.7％	11.8％
自己資本連結当期純利益率	22.7％	31.1％	40.6％
連結純資産配当率	－％	3.6％	4.8％

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。2023年9月期については、配当を実施していないため記載しておりません。

2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する連結当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計から新株予約権及び非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。2023年9月期については、配当を実施していないため記載しておりません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は会社法の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

なお、一般募集及び第三者割当増資後の当社の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は2.51%です。

(注) 下記発行予定残数がすべて新株式で交付された場合の潜在株式の比率になります。

ストックオプション付与の状況（2026年9月30日現在）

決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本組入額	行使期間
2022年11月18日	160,600株	1,006円	503円	2024年11月19日から 2028年12月31日まで
2024年5月10日	111,600株	957円	479円	2027年5月11日から 2030年12月31日まで
2025年5月7日	264,100株	1,764円	882円	2028年5月8日から 2031年12月31日まで
2026年3月19日	317,200株	964円	482円	2029年3月20日から 2032年12月31日まで

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

払込期日	手取概算額	調達後資本金	調達後資本準備金
2024年1月22日	20,106千円 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分	521,191千円	486,891千円
2025年1月24日	21,173千円 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分	521,191千円	486,891千円
2026年1月26日	22,408千円 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分	521,191千円	486,891千円

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2024年9月期	2025年9月期	2026年9月期	2027年9月期
始 値	1,113円	1,165円	1,610円	1,785円
高 値	1,753円	1,949円	1,816円	1,805円
安 値	825円	1,010円	880円	1,743円
終 値	1,162円	1,611円	1,775円	1,786円
株価収益率	45.27倍	38.00倍	—	—

(注) 1. 2027年9月期の株価については、2026年10月1日(木)現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である小椋一宏、宮本和明及び永留義己並びに当社株主である株式会社ヨイミカンアセットマネジメント、株式会社トレコ及び株式会社強羅は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、売出人による自己の資産管理会社への当社普通株式の売却または譲渡並びに小椋一宏、宮本和明、永留義己及び株式会社ヨイミカンアセットマネジメントが保有する当社普通株式の一部における既に締結済の担保設定契約に基づく担保提供及び当該契約に係る担保権が実行された場合の当該株式の移転等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる有価証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割による新株式発行、ストックオプションとしての新株予約権の発行、新株予約

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

権の権利行使による当社普通株式の交付、譲渡制限付株式報酬制度に基づく譲渡制限付株式の発行及び交付等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。